

## 議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成28年2月5日（金）

開 会（午後1時30分）

### 【議 事】

#### （1）改定に係る提案の取り扱いについて

西沢委員長

前回、12月21日の委員会においては矢作委員が欠席しておりましたので、12月21日にまとまった話の内容を事務局から報告をお願いします。

事務局

昨年12月21日に本特別委員会を開催いたしました。各条ごとに協議ということで進めていただいた中で、当日は第9条から御協議をいただきました。第9条については議員と市長等執行機関の関係ですが、こちらの第1号の部分、一問一答についてということで委員の皆様からは、わかりやすさのため、あるいは現状との違和感を感じるというようなこと、それから先日の廣瀬先生の調査報告会の質疑の中でも、一問一答を基本とするというような条文もよろしいのではないかとのお話があったことなどが議論に出ましたが、最終的には現状のままでというような確認をさせていただいております。ただし、これについては報告の中で、こういった意見があったということを明記するというような確認をさせていただいております。続きまして、第2号の反問権ですが、こちらについては大津市議会の

確認の機会の付与等というような表記の紹介等がありました。現状としては、議会運営委員会の確認事項との現状にずれがあるというようなこともございました。それから、基本条例制定時にはここについてはやはり議論になっておりました、両論併記により現在の条文になったというような経緯をご紹介していただきまして、最終的には現状の規定のままとして議会運営委員会の確認事項も現状のとおりとするというような確認をさせていただいております。続きまして、第10条の閉会中の文書による質問ですが、こちらは現状の運用のところを事務局から説明させていただきまして、結果的にはこの提案にございますような第2項、第3項については、このような提案の趣旨により規定していこうというふうに確認をさせていただいております。続きまして、第11条の議会審議における論点情報の形成ですが、こちらはまず第2項につきまして条文の規定に追加するまでもなく、執行部との協議の中で調整できるのではないかとというような御意見があったり、今回の第2項の追加の趣旨は、特に決算書と行政報告書のリンク、整合性を図ってほしいというようなことを目的としたもので、必ずしも条文に盛り込まなければいけないということではないという御意見もございました。これも先ほど第9条のところでも御説明したとおり、意見として入れてもよいのではというようなことで議論は終わっております。第3項については、予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議するというような御提案ですが、こちらは名古屋市議会の基本条例の例を参考に規定してはどうかというような部分もございました。

ただ、こちらについては確認できている数少ない例としての名古屋市議会の規定の運用の関係等々、こちらについてももう少し調査、確認をした上で改めて協議するというようなことで確認していただいております。それから第12条の議員間の自由討議ですが、こちらについては第12条第2項に出席要求の定めがあることについては、若干違和感があるのではないかというような御意見が出ております。こちらについては、改めてもう少し案を考える、この出席要求の関係については独立した条立てにするかどうか、あるいは見出しを変えるかなど、それぞれもう少し案を考えていただきたいというようなことになっております。それから第13条の政策討論会ですが、こちらについてはさまざまな御意見、御協議をいただきましたが、当日の最終的な部分といたしましては、ここにありますように至誠自民クラブの御提案を基にして進めて行く方向性を確認していただいております。それから第14条の委員会の運営ですが、第2項正副委員長連絡協議会の部分ですけれども、こちらは「設置することができる」という現行の規定に変えて、表現と実態が合っていないということで、現状に合わせて「開催するものとする」というような形で改めてはどうかという提案ですが、変えていく方向性については出席された委員の中で確認をさせていただいております。それから、前後しますが第1項につきましては、委員会の自主性、委員長の判断ということもありまして、新たに文言を加えるのはどうかというような御意見もありましたが、条文の方では政策立案及び政策提言を積極的に行うといったような文言を新たに加える方向性を

確認していただくとともに、その議論で出ました部分、委員長や委員会の主体の部分を含めて逐条解説等に自主性といったような文言で、そういった協議の内容を少し表記していただきたいというような御意見をいただいております。それから第17条の議員研修の充実強化ですが、こちらは現状、委員会からの提案、発案による議員研修ということでやっただいている現状を踏まえて、議会と言う主語を議会及び委員会に修正してはどうかというような御意見に対しまして、あえて文言を入れるかどうかというようなことで御協議いただきましたが、こちらについては現行どおりとすることで確認をいただいております。もう一つ、開催を担保するために年1回以上開催するというような規定を新たに設けてはどうかというような御提案もいただきましたので、併せて今後も検討するというようなことを確認していただいております。また、こちらについても議論していただいた内容、特に委員会による開催に関する部分については、逐条解説等で協議の経過を明記していただきたいというようなことも御意見として上がってきております。21日につきましては、以上、第9条から第17条まで、こういった形で出席委員の皆様で御確認いただいておりますので、よろしく願いいたします。

西沢委員長

それでは矢作委員に伺いますが、ここまでの結論について質問または意見等がありますか。

矢作委員

特にはないです。このとおりで大丈夫です。

西沢委員長

それでは、課題になっていた部分がいくつかありました。まず、第12条の議員間の自由討議ですが、ここは前回の議論の中でも第2項の出席要求のところが、違和感があると荻野委員から御意見をいただきました。ここは、議員間の自由討議という見出しを変えるのか、または新たな条立てでいくのか案を考えておくということにしましたが、どうですか。

入沢委員

我が会派としては、執行部のいろいろな業務が遅滞しては困るので、最小限にというところは非常に重要であると考えております。それが、自由討議の中にあるのかないのかというところは、これから議論をしていっていただきたいが、非常に重要な条文であるという認識です。

西沢委員長

これを削るというわけではなく残していきますが、どういうふうに規定していこうかということです。

石原委員

議員間の自由討議をしているときに、そこに市長がいるとかそういう話をしているのではなくて、全ての議題において市長、執行部の出席について、ここに規定しているということか。

西沢委員長

制定時の副委員長である荻野委員からお願いします。

荻野委員

そういうことだろうと思いますが、もともと先行条例の北海道栗山町でもこういう条文が入っていたのを参考にして入れたものなので、そんなに自由討議の条文の中に位置付けるのはどうかという議論まではなかったと思う。ただ、その後経過してみて、実際この条文自体も機能していない部分、実態と合っていない部分があるのかなと思う。

西沢委員長

条文の中身として、自由討議と言うことと出席要求の最小制限というのは、リンクしていないということだと思います。第1項は自由討議のことが書いてあるが、第2項の最小制限というのは、何もそのことではなくて、本会議とか委員会において出席要求をするときに、極力答弁の機会のないか方は呼ばなくてもいいのではないかという議論で入れたものなので、この2つが同じ条文の中の第1項、第2項という形で入っているのは、形としてどうなんだろうという議論だったんです。

事務局

栗山町の条例におきましては、議会が審議し結論を出す場合、議員間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに町民に対する説明責任を十分に果たさなければならないといったような規定があります。議員間の討議が活発になれば、執行部と議会のやり取りが減るので出席は必要最小限でもよいということだろうと思います。そういうふうな部分があつて、セットになっていたのかなと思っております。

西沢委員長

所沢市の逐条解説には、そういうふうに記載しているのか。

事務局

栗山町の制定のときとか一般的な基本条例の制定の経過の中でということ、そんなようなことが書いてありましたので、もともとそういうふうなところで基本的な準則的な部分として、ここの部分があったものと思います。

西沢委員長

別解釈で行われていたということか。

赤川委員

今は自由討議は委員会で行われているが、これで行くと将来的には本会議でも自由討議となる。先ほどもあったように、議員同士で自由討議をやる中で、場合によっては執行部の意見を途中で聞いたり、執行部を交えてやる必要というのも出てくる可能性がある。その場合に、執行部というのは、いろいろな人が来るといよりは最小限ということでこれを入れたとしたら、自由討議の中にあってもおかしくないかなと思う。もしそうでなければ、これは別立てだと思う。

西沢委員長

事務局に確認したいが、所沢市議会の自由討議においては執行部はそのまま残って行いますが、栗山町議会は自由討議を前提にしているので出席要求については最小限に留めている実態があるということか。

事務局

その基本条例の運用云々ということで、実際どのように運用されているのかは確認しておりません。

西沢委員長

例えば、出席要求を議長がして執行部が来ますが、ここから自由討議にしますといったときに、出席要求しているわけだから、現在の運用では当然全員残っているわけです。自由討議に入るから、皆さん出て行ってもいいですよというようなやり方が、今の議会運営上、なかなかしづらいと考えていいのか。

事務局

出席要求を行い、先方から出席者の報告をいただいている中で、原則は報告をしていただいている理事者の皆様は全日出席していただくという運用の中で、行政委員会の長等につきましては、初日と最終日及び必要の都度という申し合わせ等で確認して、そこの分しか出席していただいております。

荻野委員

栗山町の条文を見ると、議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならないとある。栗山町は議員の数も少ないでしょうし、その辺の運営の仕方も所沢市とは大分違った部分もあって、こういった条文も入ってきたのかなと思う。ここ

からどこもこういう条文を入れてきて、もう全国のモデルになっているのかなと思う。最小限という話については、この前視察で大阪狭山市に行きましたが、今後通年議会が始まって臨時会があったときに、今は臨時会でも執行部は全員出席しておりますけど、本当に必要な人しか出席しなくていいというような運用も出てくる可能性があるので、その辺と絡めて議論した方がいいのかなと思う。

西沢委員長

他にはどうでしょうか。

入沢委員

本会議や委員会といったものを全て包括して、出席の最小性を別立てにするのは、一案としてあるのかなと思う。

赤川委員

通年議会をこれから議論すると思いますが、通年議会となると当然そういうこともあると思うので、第2項で出席要求に関して定める今の運用はわかりにくいということで、他のところに入れる方がわかりやすくいいと思う。

西沢委員長

入沢委員と赤川委員の考えは、別に条立てするということか。

赤川委員

単独で条立てするか、もしくはどこか他のところに入れてもいいのかなと思う。

西沢委員長

入沢委員も同じか。

入沢委員

逆に、自由討議をどこか他のところに入れてもいい。

西沢委員長

もう一つは事務局から説明があったように、制定の趣旨としては自由討議を想定して出席要求を最小限に留めるという制定趣旨だけれど、ただ将来的に専決処分を行わないようになったときの臨時議会等の開催においては、出席要求を最小限に抑えているという他自治体の例もあることから、そういう円滑運用の可能性があるという解釈でこのままにするという考え方もあると思うが、いかがか。

荻野委員

場合によっては、条文はこのままにして趣旨及び解釈の方でそういったニュアンスを盛り込むような形にすることも考えられる。

西沢委員長

そうすれば、両方にできるということになる。それについて、入沢委員の考えはどうですか。

入沢委員

それでいいと思います。

西沢委員長

赤川委員はどうですか。

赤川委員                    タイトルに議員間の自由討議等ということで、等を入れるのはどうか。

荻野委員                    見出しに等を入れるのは、あまりなじまない。

赤川委員                    タイトルに一工夫あるといい。

西沢委員長                 栗山町議会の項目は自由討議になっているのか。

荻野委員                    多分、自由討議による合意形成という見出しになっています。

西沢委員長                 すぐには案が出ないと思うので、第12条の取り扱いについてはこの項目を実態になるべく合わせるような形で変えるということにして、条文は変えないで逐条解説の中で説明していくということによろしいか。

                                  (委員了承)

                                  もう一つの課題が第17条の議員研修の充実強化であった。委員会を入れるかどうかということが議論の中心だったが、実態においては委員会でやれていることもあって、条文としては現行どおりでいいだろうということであった。開催を担保するために年1回以上開催するという規定を設けてはどうか、という新たな提案についてはどうでしょうか。

石原委員

開催の担保という話であったが、開催は担保しなければならないような義務規定なのかどうかというと、努力規定ではないかと思う。それを開催の担保というのは、すぐには発想がリンクしない。実際に、年1回以上なかったときというのは、結構あるのか。

西沢委員長

これについて、事務局わかりますか。

事務局

研修といったことを体系的、計画的にというような規定はなかったかと思えます。ですから、包括監査の報告会や施設見学、または何か執行部からの説明の機会を全体の議員研修というふうに位置付けて、議員間で共有し資質の向上に役立てていただきたいということから、全員に御案内をするというのが現状で、そういうことの方が若干多かったかなと思えます。

西沢委員長

ただ今の説明のとおり、やらなかったときもあります。

事務局

政策討論会等も要綱の中で年1回ということの規定していただいて、毎年開催をしっかりと計画していただいておりますので、そのようなことを含めての担保というようなことではないかと思えます。もちろん義務といったことではなく、あくまで議員の皆様の意思を条例に盛り込むといったような趣旨かなと解釈しております。

石原委員	義務だったら担保する必要があると思うが、努力規定のものを担保していくということになると、全ての努力規定に対して同様の措置を講じなくていいのかということになる。その辺については、どうか。
赤川委員	第2項に、開催するものとするがあるので、これは基本的に義務と考えた方がいいのではないかと。
石原委員	それでは義務規定と考えていいのか。
西沢委員長	義務規定か努力規定かわかりませんが、実態としてはやっていたということですか。
事務局	「ものとする」は義務規定とされておりますけれども、比較的緩い表現ではないかと思えます。
西沢委員長	理念条例の中に回数制限みたいなものを入れる条例立てというのは、一般的にはどうなのか。
事務局	条例でその部分に縛りがかかるというが、適切かどうかは疑問が残るかなと思えます。ですから、政策討論会についても議運等々で全会一致でお

決めいただき、一旦要綱に落とした部分で年1回の開催をしていただいているというようなことがございますので、そういった部分を併せると政策討論会の方はどうなのかというようなことも出てくるかもしれません。この部分については研修主体云々といったことも出ておりますので、そういった部分で要綱や確認事項というようなことでコンセンサスを図っていくのも一つの手段かなと考えます。

西沢委員長

開催を担保するとすれば、この「ものとする」を「ねばならない」に変えるか、要綱を作ってそこで担保するという方法がいいのではないかと思います、いかがか。

入沢委員

条例の中に回数を入れるというのはあまり例がないというところで、確認や要綱に任せればよいと思う。実際に、政策討論会も年1回行うとなっておりますし、我が会派としては自主性を重んじと主張してきたことから、この研修会に関しても自主性を重んじて行えばいいのかなと思う。しなければならないというような縛る言葉を、ここに入れる必要はないのかなと思います。実際、今年度もそういった研修が行われておりますし、そういう機運になっていることから、あえて入れなければならないとは思っていません。

西沢委員長

確認しますが、第2項の「議員研修会を積極的に開催するものとする」

を強い義務規定の「しなければならない」に変えることについて、そこまでする必要はないと思うか。もしくは、報告書の意見の中で、議員研修は最低でも年1回は開催するという要綱を作るということを申し添えるか。どうお考えでしょうか。

石原委員

政策討論会の要綱と合せた方がいいのではないかと思います。

矢作委員

今年度もかなりいろいろ行っており、その形が進んでいけばいいと思います。そう考えると現状のままでもいいのかなと思う。要綱に規定する必要性があるのかどうか。これまでの議会の方向性からして、逆にまたやらない方向に戻っていくことは今の段階では考え難いかなと思う。

荻野委員

要綱の制定について、検討するとしたら議運ということになるのか。

西沢委員長

議運でやってもらうことになるが、特別委員会の全会一致の意見として年1回以上の開催を担保するための要綱を作るべきであるという、ちょっと強めの意見にして議運に出せば、議運でも扱わざるを得ないと思う。もしくは、矢作委員が言ったように現状に期待するという考え方もある。

事務局

今、要綱という話がありましたが、要綱だけが適切なのかというと、またちょっとどうなのかなとも思いますし、研修委員会の設置ということも

本委員会の中でも出てきております。議員研修の充実と基本条例に規定しておりますので、その具体的なあり方については、行政側で定めているような研修規程や人材育成の基本方針になるのか、あるいは要綱になるのか、研修委員会の設置になるのかについては、また改めて議会全体での議論になるのかなと思います。

西沢委員長

ただ今の説明について、御意見はいかがでしょうか。

赤川委員

何を作るにしても、要綱みたいなものがないと厳しいのではないかと思います。年1回開催するという以外にも、研修の中身についても何らかの規定をしていく必要があるのかなと思います。

西沢委員長

大津市議会みたいに4年間の行動計画みたいなものを策定して、その中に研修を位置付けるという方法もありますが、今の段階ではそこまでの想定をしていくのはハードルが高いかなと思います。

石原委員

赤川委員は要綱があった方がいいということだが、要綱はどういったものを想定されているのか。

西沢委員長

いわゆる段取りです。誰がどういうふうにするかというのを決めていく中で、年一回以上はやらなければいけないというようなことを入れると言

うことです。

赤川委員

今は議長が積極的にいろいろしているが、果たしてそれは議長がやるべきものなのか、それとも研修委員会みたいな組織でやるのかを含めて、その辺のところをある程度明確にするためには、そういったものがあつた方が全体的には動きやすいのかなと思う。

石原委員

今は議長の声かけで集まっているようなイメージがあるので、こういう研修会をやりたいといった意見を出せるようなところがあるのは、確かにいいと思います。

荻野委員

そういうことも含めて一度御検討いただきたいということで、意見で入れていただければと思います。

西沢委員長

それでは、意見の中で申し添えるということによろしいか。

(委員了承)

その中で研修委員会を作るかどうかも含めて、要綱の作成を議運に検討してもらおうということによろしいか。

(委員了承)

それでは、第17条についてはそのようにしたいと思います。次に、第18条の議会事務局ですが、議会事務局の充実強化ということで公明党と

至誠自民クラブから同じような趣旨の提案がありますが、これについて荻野委員から補足説明はありますか。

荻野委員

この条文のとおりですが、先日も早稲田大学とのパートナーシップ協定の締結もありましたので、その辺も踏まえてこの条文案を入れた方がいいかなと思い提案しました。

西沢委員長

もともと我が会派でこれを提案したときのイメージというのは、例えば議会がある提案をしたいというときに、専門的な人を議会事務局において期限付きの臨時的任用職員ということで採用するというようなことも想定して、こういう提案をさせていただいた。事務局に確認したいが、この前、中核市における議会事務局の体制に関する調査をしてもらったが、事務局で期限付きの臨時的任用職員を採用したケースというのはあったか。

事務局

執行部で法制執務に携わっていた職員が議会事務局に配属される、あるいは議会事務局で法制等について特に専門的に担当を設けてやっているというような事例はいくつかありましたが、こちらで当初想定しておりました任期付きの採用職員等も含めて、専門的な知識、技能を持った職員を個別に採用している事例はありませんでした。

赤川委員

鳥羽市議会の場合は、その辺の専門的な職員の人事に関して、条例であ

らかじめ市長と協議するものとするがあるが、鳥羽市議会では実際にこれを行い反映されているのか。

事務局

先日、議会運営委員会で鳥羽市を視察したときには、市長と議長が定期的にそういった機会をもっているという説明はありました。ただ、実際にそれがどのような結果になっているのかまでは確認がとれておりません。

赤川委員

所沢市はそういったことがないのか。

事務局

どのようなことがあるのか私の知るところではありませんが、議会事務局としても執行部からよりよい人材を求めているということは間違いのないことと思っております。

西沢委員長

我々は議長になったことがないのでわかりませんが、任免権を権限として持っています。鳥羽市議会の第13条第2項には、議長は、法第138条第5項の規定に基づく任免権を行使する場合において、議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ市長と協議するものとするとあります。これは、事実においてやろうと思えばできるということです。先ほど赤川委員がおっしゃったのは、公明党と至誠自民クラブの提案より鳥羽市議会の規定の方が実効性が高いということか。

赤川委員

鳥羽市議会ではそういうことをやられているが、これは条例にうたうほどのものでもないかなと思う。鳥羽市議会のは完全に職員人事だが、今回の公明党と至誠自民クラブの提案は、専門的な人を期限付きの臨時的任用職員として採用するといった話なので、いいことだなと思う。

西沢委員長

荻野委員はどうか。

荻野委員

もともと制定時も、法律的な知識を持った方を任期付きで雇用するような条文を入れる案があったが、そこまでできなかったということがある。なかなかそこまでの内容は入れられないので、一歩進めるという意味では、こういう趣旨のものもいいのではないかと一言で提案した。

西沢委員長

我が会派としては、もう1回次回の改定の際の課題にしてもいいかなと思っております。

入沢委員

先日、早稲田大学とのパートナーシップ協定を結んだわけですから、もうちょっと連携をとってみたい文言を第18条に入れるのもいいかなと思うが、そうは言っても、もともとの目的が任期付き職員の雇用ということであれば今の規定でもいいのかなと思う。

西沢委員長

あくまでも第18条は、議会事務局の体制強化というのが条文の規定で

す。もう一方で、議会の調査能力の強化といったものが課題としてあって、議会の審査能力や調査能力の強化は、例えば附属機関を設けるであるとか、第23条の条文案の欄に太字で附属機関等の設置ということで、議会は、政策形成に資するために、政策研究機関を設置することができると思っていますが、そういう考え方ができると思います。第18条は、あくまでも議会事務局の強化ということなので、期限付きの臨時的任用職員を入れてという話になる。そうすると、予算の絡み等が出てきて実際の運用については壁が厚く、それをやっているところが少ないという実態があるのかなと思う。

石原委員

第18条ではなく第23条で議論することも、提案の趣旨としてもありなのか。

西沢委員長

第23条は、またちょっとイメージが違います。

事務局

今、荻野委員からも先日の早稲田大学とのパートナーシップ協定の締結に伴いまして、大学研究機関の知的資源を議会で有効に活用し、政策立案等に資することができるようになるというような今後の方向性が新たに加わった中で、今御提案いただいている議会事務局の機能強化のためということになりますと、今話のあった職員の任免というのは現実的には苦しい部分もあると思われまますので、例えば第2項に議会は、議員の資質の向

上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとするという条文がすでに盛り込まれておりますので、前項の目的を達するため積極的に活用を図るということであれば、そういった大学研究機関を逆に議会事務局としても活用するような道が開けるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

西沢委員長

具体的なイメージとしては、事務局にこういうものを調査して資料としてこういうものを用意してくださいというようなことを依頼したときに、事務局ではそういうところも活用するということか。

事務局

パートナーシップの運用ということについては、個別具体的な話を全くしていないのが現実ですが、議員、議会の活用のみならず、事務局もその一部に参画というか事務局からの発信も許されるということであれば、職員では足りない部分をそういうところで補うことも可能になるかなと考えます。

石原委員

趣旨には賛同しているので、第3項でそういう議論が可能であるならばいいのではないかと思う。

西沢委員長

そうすると、第3項で前項の目的を達成するため、議会事務局は大学研

究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができるといふふうにするということか。

事務局

できるもしくは図るものとするというようなことでの意識づけをしていただくということで、主語については第2項にありますので、特に議会議務局という主語を設けなくてもよろしいかと思えます。

西沢委員長

早稲田とパートナーシップ協定を締結しましたが、今の議会でどんな形での連携が図れるのかなと思う。一般的には附属機関の設置だが、附属機関や審議会となると、大学の研究機関と一緒に何かをやるという形ではない。そういうところに諮問をして答申を得るということで、一緒に何かをやるということではない。大学の研究機関と議会が、一緒になって何かをやった場というのは多分今までないと思うし、そういう場を持つ規定というのも今の議会の中にはないと思う。つまり、早稲田とパートナーシップ協定を締結したが、どういう形でそれを使っていくのかという受け皿が議会にはないと思うが、いかがか。

入沢委員

言われてみると、確かにそうです。せっかくパートナーシップ協定を締結しても、形だけで終わってしまう恐れもある。だから、具体的にどんなことをしていくのかについては、これからいろいろ議論していくと思うが、形だけで終わらないためにも、第3項にパートナーシップ協定を進め

て行くための、それこそ担保となるようなものを入れるのもおもしろいと思う。

西沢委員長

第3項に入れたら、議会事務局と研究機関の連携を図る形ができるかなと思う。それでは、第18条の条立てとしては議会事務局ですから、議会はどうするのかと言うと、第23条で何かこういったものを規定しておきます。今のままだと、審議会を作るとか、特別委員会を作って参考人で来てもらうとか、議員研修会や調査委託をするといった方法しかなく、せっかくの資源を活かせないのではないかと思う。だから、議長もこういう政策研究機関を作れるようなことにしておいた方がいいのではないかという提案をしたと思う。では、第18条については第3項にそういうものを作るということで、よろしいですか。

(委員了承)

では、文言についてはもう少し整理いたします。

事務局

こちらでも確認いたします。

赤川委員

今回せつかく改定するので、第18条のタイトルを議会事務局から議会事務局の体制整備または機能強化に変えるのはどうか。

西沢委員長

これについてはどうですか。

入沢委員

機能強化の方がいいような気がします。

西沢委員長

議会事務局の機能強化ということで、よろしいですか。

(委員了承)

それでは、そのようにさせていただきます。

休 憩 (午後 2 時 4 0 分)

再 開 (午後 2 時 4 5 分)

西沢委員長

第 2 1 条は民主ネットリベラルの会からの提案ですが、趣旨説明をお願いします。

赤川委員

今、広聴広報委員会が活発に活動しています。議会基本条例ができた後にこの委員会ができたわけですが、当時の議会報・図書室委員会と同じような位置付けで、将来的には常任委員会や条例上に規定するなど重きを置こうという議論がありましたが、未だになされていません。広聴広報機能というのは、議会にとって非常に重要であり条例上に正式に位置付けるといことが大事だと考えます。それによって、議会運営委員会との関係も含め、機能強化をしたり権限を明確にするために、議会基本条例に規定すればかなり違ってくるのではないかと考えます。そういう意味で提案させ

ていただきました。

西沢委員長

経緯がわからない方もいらっしゃると思うので、議会報・図書室委員会  
が広聴広報委員会になることによって、どこがどのように変わったのか、  
事務局から説明願いたい。

事務局

広聴広報委員会につきましては、会議規則第162条に、協議又は調整  
を行うための場という規定があり、委員会条例に規定する常任委員会、議  
会運営委員会、各種の特別委員会とは位置付けの異なるものになります。  
議会図書室の運営につきましては、地方自治法第100条第19項に必置  
の規定がありますので、それまでは議会報・図書室委員会が図書室の管理  
と併せて議会の広報の編集・発行に関して協議をいただいております。  
従前、会議規則の中で協議の場ということで規定されておりましたが、平  
成23年の改選期に合わせて広聴広報委員会と名称を変更し、改めて規定  
しているものでございます。

西沢委員長

会議規則の中で議会報・図書室委員会が広聴広報委員会に変わったと  
いうことで、位置付けは何か変わったか。

赤川委員

変わっていません。協議の場ということで名称は委員会と付いていま  
すが、実際は委員会という位置付けではなく、単に協議の場ということです。

事務局

会議規則第162条の協議の場というのは、それぞれの議会で設置の根拠を置くことは可能でございます。例えば、全員協議会というものを協議の場と言うことで明記している議会もあろうかと思えますし、代表者会議のような場を協議機関ということで規定している議会もあったかと思えます。所沢市の場合は、これまでの議会報・図書室委員会を平成23年に広聴広報委員会に改め、第162条の別に定める規定の中で議長を含めた12人以内とするというようなことでスタートしたものです。

西沢委員長

赤川委員の提案では議会基本条例上に位置付けると、今までと比べてどこがどのように変わるという期待がありますか。

赤川委員

正式な委員会ではなかったもので、条例に定められた正式な委員会となることによって、条例に定められた委員会としての発言ができるようになり、独立した委員会としての機能が発揮できるようになるのではないかと期待しています。他市においても、このように位置付けているところもあり、中には広聴広報委員会を常任委員会にしているところもあります。私も常任委員会にした方がよいと思いますが、なかなか実現しなかった。条例に定めることで、少なくとも常任委員会と対等な立ち位置になるのではないかと考えています。具体的に比較することは難しいですが、ある程度の位置付けはできるのではと思うが、事務局はどう考えるか。

事務局

ただ今の赤川委員のお話の中でご確認いただきたいのが、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会につきましては、地方自治法第109条の中で、地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるという規定がございます。こちらに則りまして、所沢市でも所沢市議会委員会条例でこちらの3つの委員会について規定をしております。さらに、地方自治法の定めの中では、常任委員会は、その部門に属する当該普通公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査するという部分がございます。ですので、赤川委員から例示いただきました広聴広報委員会を常任委員会にしているという件に関して、果たしてどうなのかという部分はございます。常任委員会というのはあくまで所管の部局を持っていたり、議案の審査をするということで、数等についてはそれぞれの議会でお考えいただくものかと思いますが、現状の広聴広報委員会が果たしてそういうふうな機能を持つ部分かどうかについては疑義があるかなと考えております。そのために、会議規則の中でいう協議の場ということで広聴広報委員会を規定しまして、実際には議会内の所管について御協議をさせていただいているという形になるかと思えますし、仮に議会基本条例に位置付けるということが、地方自治の枠組みの中で、それに基づいて何かが発生することはないのかなと考えます。

赤川委員

特段、常任委員会と同じ機能云々ということではありません。ここで定

めることで、今後の広聴広報委員会の活動にプラスになるのではないかと考えます。また、所沢市の議会基本条例のウリとしても、定めるのはよいことだと考えます。

西沢委員長

赤川委員の提案について何かありますか。

入沢委員

広聴広報の充実を図るためにという趣旨はわかりますが、資料を見ても他市の議会基本条例で広聴広報委員会をうたっているところはないと思います。また、原文は、「委員会は」という主語ではなく、「議会は」となっているところを見ると、広聴広報委員会については基本条例に入れなくても、別の方策で考えていければと考えます。

矢作委員

広聴機能を充実させるために、議会としてもいろいろと努力してきたと思う。そういう意味では、赤川委員の提案のように広聴の機能についてというところでは、具体的に示した方がよいと思います。議運との関係性もありますが、広報するだけではなく積極的に広聴をして、そこをどのように政策に活かしていくかということ協議しながら進めて来ている。一歩前進するという意味でも、ここに盛り込んでいくのは大事なことだと考えます。広聴広報委員会は視察報告しかないが、会派では委員長報告があった方が市民にとってわかりやすいというような意見も出ているので、広聴について条文化するのはよいことだと思います。

石原委員

広聴機能の充実が必要だという趣旨はよくわかりました。しかし、他の委員会との関係性もある中で、条例改正で広聴広報だけを位置付けて、また盛り込んだからと言って具体的に何がどうなるかわからないというような話だった。そうすると、ここで入れることがベストかどうか、そぐわない部分もあるのではないか。他のところで機能強化をできると思うので、ここにあって盛り込むのがベストな解決策とは言い難いと思う。

荻野委員

他のところとはどこか。

石原委員

広聴広報の充実ということでここで取り上げていくよりも、普段の活動で示していけるのではないか。

西沢委員長

第1回目の議会報告会の際、広聴広報委員会は設置されていたか。

荻野委員

まだされていないと思います。

事務局

平成23年の3月定例会で会議規則の改正があり、それ以降、広聴広報委員会という形になっています。事実上、機能し始めたのは改選後だったと思います。

西沢委員長

第1回目の議会報告会を平成22年に行っているので、広聴広報委員会  
ができたのはその後ということになる。議会基本条例が制定されたときの  
議会広報というのは、議会がやっていくという前提が当初あったと思う。  
だから、議会報告会を条例上定めたときに、どうやっていくか主体になっ  
たのが議会運営委員会だった。実際に、やり方としては4班体制にして、  
年4回議会報告会を行ったというのが最初の取り組みだった。この議会基  
本条例を制定したころの前提条件というのが、広聴広報委員会ができてか  
らは少し変わってきたという実態はあります。そういう現実を見て、やは  
り広聴広報機能をより充実させていくためには、委員会を作った方がよい  
のではないかと、議会報・図書室委員会の名称を改めて、よりそこに広聴広  
報機能を充実させる機能を移していこうということだったのではないかと  
思います。

赤川委員

あともう一つは、広聴広報委員会を作るときに、広報広聴委員会でどう  
かという議論もあったが、広聴を先にした理由というのは、これまでの議  
会報・図書室委員会は議会報を出す、報道するというところに重きを置いて  
いたが、議会報告会をやったときにいろいろ意見が出て、どういうふうに  
声を聴くのかと問題になった。議会として、それを全部議運で取り扱える  
のかと言ったらそうではなく、重きを置くのは報道するよりも聴くことが  
先ではないかということで、初めて広聴機能が前面に出て広聴広報委員会  
となった。機能そのものが変わったが、広聴機能は議会の重要な部分であ

り、今も政策形成サイクルを丁寧に広聴広報委員会が行っているが、そういうものがあるということです。

西沢委員長

赤川委員がおっしゃったとおり、現実的には広聴広報委員会が機能しており、議会基本条例制定時の背景とは違ってきているということを踏まえ、改めてこの条文の内容についてはこのままでよいのか、変えた方がよいのか、議論を進めたいと思います。広聴広報委員会を入れるかどうかは別として、この辺についてはいかがでしょうか。

石原委員

他の委員会との関係性ということで考えることも必要だと思う。そう考えたとき、広聴広報委員会だけここで話し合っ、他の委員会とどう合わせるという議論をしないで規定してしまう方がいいのかどうか。

西沢委員長

他の委員会との関係性とは、具体的にはどのようなことですか。

石原委員

どちらの格が上なのかとか、常任委員会にする必要があるのかという議論があったように思う。

西沢委員長

この条文の中に広聴広報委員会を入れる、入れないは別にして、もっと現状に合わせた条文にした方がよいのか、それともこのままでよいのかということです。民主ネットリベラルの会の提案の中身は、実際に今行って

いる議会報告会のことも政策討論会のことも触れていますが、そういうものを入れた方がよいのか、それとも現行どおりとするのか。現行の条文見出しは、議会広報の充実となっており、広聴は入っていない。こういうことも含めて、どうなのかということです。

入沢委員

委員会の位置付けについては、先ほど言ったとおり必要ないという立場ですが、それとは別に委員長がおっしゃったように、広報の充実のところに広聴を加えたり、多少の文言を変えるということに対しては、やぶさかではないと思っています。広聴広報委員会は1、2年前に比べるとどんどん活発化していますから、条文の中に理念として盛り込んでいくのは考えていかなければならないと思いますが、多少文言を変えるのはよろしいことだと思います。

石原委員

議会広報の充実というところは、広聴もあつた方が意味合いとしてよいのではないかと思います。現状に即したという意味では、文言を変えるというのも一つの方法だと思います。

荻野委員

制定時には広聴広報委員会がなかったことから、当然広聴という言葉も入っていないので、何らかの形で盛り込んだ方がよいという考えです。一つの方法としては、第21条を手直しするというやり方もあると思いますし、前々回議論のあつた第6条の市民参加及び市民との連携に、広聴活動

という趣旨の条文を付け加える方法もあると思います。

西沢委員長

第6条の中に、広聴という言葉を入れるということですか。

荻野委員

市民の意見を聴いたりする部分でもありますので、一つの方法として考えられるのではないかなと思います。

西沢委員長

第2項の前のところに入れるということか。

荻野委員

新たに第3項ということで、市民との意見交換みたいなものを行って、広聴活動の充実に努めるという方法もあると思います。

西沢委員長

それでは、第21条の見出しについて、議会広報の充実が民主ネットリベラルの会の提案では議会広聴広報の充実となっていますが、この部分についてはいかがでしょうか。

矢作委員

第6条に入るのもよいかと思います。

西沢委員長

第6条にも入れて、ここの見出しについても変えるということでもよいと思います。まずは、第21条の見出しについて、現実に合わせて変えるということについては、いかがでしょうか。

(委員了承)

それから中身についてですが、平成27年に制定した大津市議基本条例では、広報広聴機能の充実とし、議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとするとしており、議会報告会や政策討論会など、具体的な手法についてまでは触れていません。赤川委員の提案は、などが入っているので、ツイッターやフェイスブックなども含まれてくるのだと思いますが、この辺の表現についてはいかがでしょうか。

荻野委員

見出しも広聴広報機能の充実という形にし、広聴の部分が前半に入った方がよいと考えます。例えば、大津市議会の条文の趣旨のものを、第21条第1項に入れるという方法もあると思います。

西沢委員長

こういうふうにまとめてしまうということですが、これについて赤川委員はいかがでしょう。

赤川委員

よいと思います。

入沢委員

見出しを変えるというのは、よい方法だと思います。ただ、他市では議会報告会や政策討論会といった具体的な名称を規定しているところは、あ

まりないように感じる。広聴広報と見出しを変えても、中身的にはそれほどの変化はないのではないかと考えます。

西沢委員長

現行のままでよいということか。

入沢委員

見出しを変えるのは、よいと思います。多少変えるのはよいかもしれませんが、あまり具体的に議会報告会とか政策討論会という言葉は入れなくてもよいと思います。

西沢委員長

大津市議会の条例のようなものがよいということですか。

入沢委員

そういうことです。

西沢委員長

このことについて、赤川委員はいかがですか。

赤川委員

結構です。

矢作委員

第1項を大津市議会のような条文にして、第2項、第3項はそのまま残すということか。

西沢委員長

現行の条文は広報のことにしか触れていませんので、広聴のことも入れ

て、第21条は全部改正しようというのですが、よろしいですか。

(委員了承)

次に第2項ですが、赤川委員の提案する前項の目的を達成するために広聴広報委員会を設置するということについては、一旦会派へ持ち帰り、次回の協議とすることにしたいと思いますが、よろしいですか。

(委員了承)

次に、第23条の附属機関の設置ですが、見出しを附属機関等の設置とし、新たに第2項で、議会は、政策形成に資するために、政策研究機関を設置することができるという規定を定める提案について、協議を進めてまいりたいと思います。早稲田大学とのパートナーシップ協定が締結され、その受け皿をどうしていくかということで、議長からこのような提案がありました。これについてはいかがでしょうか。

荻野委員

できる規定であり、今後こういう可能性を残すという意味ではいいのかなと思うが、具体的にはその都度検討するということになるかと思う。

矢作委員

具体的にどんなことができるのか、イメージが湧かない。

西沢委員長

荻野委員、いかがでしょうか。

荻野委員

具体的な活動はこれから始まります

矢作委員

ほかの市議会でもあるのでしょうか。

西沢委員長

大津市議会は、テーマごとに大学研究機関と連携し、いろいろな事業を進めているというのがありました。早稲田大学の場合は、人間科学部が福祉行政的な研究や健康分野の研究をしていると思います。私の個人的なイメージですが、所沢市の介護行政が総合支援事業などを移行する過程で、地域資源をどのように活用し介護行政に活かしていくかというような課題が出てきたときに、大学のいろいろな調査能力や研究資料を活用しながら、一緒に何か出来るのではないかと考えています。今まで議会が専門機関を利用するケースと言うのは、参考人招致や100条の2の調査委託、審議会委員になってもらう等、御意見を伺うという場の活用しかありませんでしたが、一緒にテーブルで協議しながら一つの課題を解決していくような形づくりをできないかということが、提案のもととなったものです。

入沢委員

条文案は、早稲田大学とのパートナーシップ協定を想定していると思うのですが、果たしてこれが第23条にあるのが適切なのかどうか、別条に定めた方がよいのではないかとも思う。一緒に協議をするようなことを、他の自治体でもやっているのか伺いたい。

西沢委員長

ないと思いますが、知り得る範囲で事務局どうですか。

事務局

早稲田大学とのパートナーシップ協定締結につきましては、大津市議会を参考にさせていただきました。大津市議会は、1校のみならず3校と協定を結んでおり、それぞれ個別の目的を持って、特定の先生を議会にお呼びしたいというようなことで協定を結んだと聞いています。所沢市の場合には、先ほど委員長からもお話があったように、こちらからお願いすることもありましょうし、先方からは健康や福祉の分野についての地域貢献や地域の福祉の実態把握というところを、議会と協働で行いたいということもあるかと思えます。今回、大卒の協定は結びましたが、実際の個別の運用をするに当たっては、それぞれ協議を重ねたり、覚書を交わしながらやっていくというようなことで話は聞いています。

石原委員

パートナーシップ協定を早稲田大学と結んだが、大学と結んだということとは、法学部や政治経済学部等と連携することも可能なのか。

事務局

今回の協定締結に当たっては、基本的には人間科学部、スポーツ科学部という所沢キャンパスにある学部との協定を想定して話し合いを進めてきたと聞いております。ただ、早稲田大学の組織上、複数の学部にまたがる場合には、協定に関しては早稲田大学総長を締結者とするということで調印しています。発展的には、高田馬場にある学部等とも交渉の中で可能になるのかなと考えているところです。

西沢委員長

手続上の問題ということです。

荻野委員

執行部の協定とは違います。執行部は、人間科学部とスポーツ科学部とだけ締結しています。

入沢委員

非常に期待しますが、それらを進めていくためには、第23条を改正しないとできないのか。第22条の専門的識見の活用規定があれば、包括的な規定なので、何でも自由にできる気がするが、いかがか。2点目は、附属機関というのは地方自治法上議論がある。これを変えないと将来に影響してしまうのか、この辺りについても知りたい。

西沢委員長

変えるというのは、第23条のことか。

入沢委員

第23条というのは非常にナイーブな問題で、学者によってもいろいろな考え方があります。第22条の専門的識見の活用があれば、第23条に手を加えなくても十分な気がするが、いかがか。

荻野委員

第22条は、趣旨及び解釈をご覧いただければわかりますが、地方自治法第100条の2を想定して作られたものなので、そういった範囲で連携するのは可能でしょうが、それ以外の部分になると、この条文の想定して

いるところではないというのが制定時の考えです。

西沢委員長

入沢委員としては、100条の2の調査委託や第23条で担保されているような審議会の設置以外の、専門機関との協力関係というのがイメージできないということか。

入沢委員

イメージができないのではなく、条文を変えないことには早稲田大学との協議の場を作ることにおいて、根拠がないということで影響してしまうのかということです。

西沢委員長

例えば、議員定数の議論をするときに審議会方式をとりました。あれは、第23条の規定があったので設置できました。第三者機関に議員定数を問う根拠だが、議会では決められなかった歴史が続いていたということで、審議会が設置されました。将来的にどんな課題が出てくるのかわからないが、条例上に規定されていないものは議会はできないという現実はあるのではないかということです。

荻野委員

条例上根拠があった方が、予算が発生した場合にも説明が付きやすいということもあります。

赤川委員

第22条は地方自治法第100条の2の調査委託、第23条は附属機関

だが、その間を埋めるようなものということで、議長は提案していたような気がします。つまり、附属機関となると制約があるので附属機関を作るまでの必要はないけれど、専門研究機関に意見を聴きたいというようなことを想定していたのではないか。行政サイドには、審議会まではいかないけれども専門家に意見を聴く場があるが、そういうようなものを議会としてもという提案ではなかったかなと思う。

西沢委員長

これについては、もう一度議長に出席を求め、さらに議論を進めていくということによろしいか。

(委員了承)

西沢委員長

(2) 次回の日程について

次回の委員会の日程については、2月17日の議会運営委員会散会後に協議会を開催し協議することによろしいか。

(委員了承)

散 会 (午後3時37分)